

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.004

処 分 名	水洗便所改造資金融資の決定
処 分 の 概 要	改造資金のやりくりがつかない人のために、市民の皆さんの負担を少しでも軽くするための水洗便所改造資金融資あっせん制度。
根拠条例等・条項	春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例（平成 17 年条例第 158 号）第 8 条、第 11 条 春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則（平成 17 年規則第 69 号）第 3 条
審 査 基 準	春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例 （申請者の資格） 第 8 条 申請者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （1） 処理区域内の建築物の所有者であること。 （2） 融資に係る債務を弁済し得る能力があると認められること。 （3） 自己資金で改造工事を行うことが困難であること。 （4） 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 （5） 改造資金の融資額が一所有者につき 50 万円を超える場合には、連帯保証人が一人あること。 （融資の決定等） 第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。 2 市長は、前項の規定により融資を決定したときは、金融機関に通知するものとする。 春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則 （融資の決定基準） 第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する融資の決定は、市長が必要と認める最小限度の改造工事に要する資金を基準として行うものとする。
標準処理期間	30 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時、ただし、工事着工前に申請
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	ホームページへのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/gesuidou/suisen-yushi.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例

第 8 条 改造資金の融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 処理区域内の建築物の所有者であること。
- (2) 融資に係る債務を弁済し得る能力があると認められること。
- (3) 自己資金で改造工事を行うことが困難であること。
- (4) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 改造資金の融資額が一所有者につき 50 万円を超える場合には、連帯保証人（以下「保証人」という。）が一人あること。

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資を決定したときは、金融機関に通知するものとする。

■春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例施行規則

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する融資の決定は、市長が必要と認める最小限度の改造工事に要する資金を基準として行うものとする。